

学校関係者評価委員会設置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、南アルプス市立小、中学校管理運営に関する規則（以下「規則」という。）第7条の2の規定に基づき、学校の関係者による評価を行うために各学校に置く学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び運営)

第2条 委員会は、学校ごとにその校長が設置し、当該校長の責任と権限において運営するものとする。

(役割)

第3条 委員会は、その学校の教育活動に対する観察や意見交換等を通じ、規則第7条の規定による校長の行った評価の結果について評価することを役割とする。

(組織)

第4条 委員会は、各学校、委員10人以内で組織するものとする。

2 委員は、当該学校の児童生徒の保護者その他の当該学校の関係者（当該学校の職員を除く。）のうちから当該学校の校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。

3 前項の委嘱に際し、当該学校の校長は、幅広い分野から教育に関する理解と識見を有する者の推薦を考慮するものとする。

(任期)

第5条 委員会の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 委員会の会議は、当該学校の校長が招集するものとする。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝金)

第8条 委員会の委員に対する謝金等は、支払わないものとする。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、委員会の運営上必要な事項については、当該学校の校長がそれぞれ別に定める。

附 則

この基準は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。